

香川県広域水道企業団行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月18日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団行政財産使用料規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団行政財産使用料規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(使用料の額) 第2条 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>金額（年額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>使用許可期間に1年未満の端数があるとき、又は使用許可期間の全部が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは、1月とする。</u></p> <p>3～5 略</p>	種別	金額（年額）	略		<p>(使用料の額) 第2条 使用料の種別及び金額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>金額（年額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間の使用料の額は、月割りによって計算する。</u> <u>この場合において、1年未満の端数があるときは、日割りによって計算する。</u></p> <p>3～5 略</p>	種別	金額（年額）	略	
種別	金額（年額）								
略									
種別	金額（年額）								
略									

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。